

信用保証対象外業種

対象外業種	摘 要	対象外業種	摘 要
農 業	次の業種を除く。 ・荒茶、仕上茶の製造業 ・蚕種製造業 ・蚕種製造の請負業 ・菌床栽培方式きのこ生産業 ・かいわれ大根製造業 ・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業	飲食業のうち右の①または②に該当するもの	①風営法第3条の風俗営業の許可を受けているもののうち、社会的批判をうける恐れのあるもの、または特に高級なもの。 ②風営法第32条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているもののうち、特に高級なもの。
農業的サービス業	次の業種を除く。 ・人工ふ卵設備を有するふ卵請負業 ・獣医業 ・家畜貸付業 ・園芸サービス業 ・蹄鉄修理業	特殊浴場業のうち風俗関連営業 娯楽業のうち風俗関連営業	
林 業	次の業種を除く。 ・木材伐出業及び木材伐出請負業 ・製造加工設備を有する製薪業（請負含む）と木炭製造業（請負含む）	競輪・競馬等の競走場 競輪・競馬等の競技団	
狩 猟 業	全 業 種	パチンコホール	
漁 業	全 業 種	ビンゴゲーム場	
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。	射的場・スロットマシン場	
金融、保険業	生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業、共済事業媒介代理業を除く。	芸 ぎ 業 競輪・競馬等予想業	置屋及び検番を除く。
卸売業のうち右の①または②に該当するもの		場外馬券及び車券売場	
小売業（飲食店を除く）のうち右の①または②に該当するもの	①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」という）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業）を営むもの。 ②風営法第2条第6項第5号に規定する店舗型性風俗特殊営業（アダルトショップ等）及び同条第7項第2号に規定する無店舗型性風俗特殊営業（アダルトビデオ等通信販売）を営むもの。	芸 ぎ 周 旋 業	興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの
物品賃貸業のうち右の②に該当するもの		易断所・観相業 相場案内業	
宿泊業のうち右に該当するもの	風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業（モーテル、ラブホテル等）を営むもの。	集金業・取立業 学 校	公共料金またはこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。 学校法人が経営するもの。
インターネット付随サービス業のうち右に該当するもの	風営法第2条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業（アダルトサイト）を営むもの。	宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体、LLP（有限責任事業組合）	